

**特定非営利活動促進法施行条例等施行規則 新旧対照表**

新	旧
<p>(縦覧の場所等)</p> <p>第4条 条例第3条第2項の規定による縦覧(以下この条において「縦覧」という。)の場所は、市民局に置く。</p> <p>2 縦覧の日時は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 縦覧に供しない日は、<u>横浜市の休日を定める条例(平成3年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に定める横浜市の休日とする。</u></p> <p>(2) 縦覧に供する日における縦覧に供する時間は、<u>午前9時から午後5時15分までとする。</u></p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、市長は、縦覧に供する書類の整理その他特に必要があると認めるときは、縦覧に供しない日又は縦覧に供する時間を変更することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、その旨を縦覧の場所に掲示するものとする。</p> <p>3 縦覧に供する書類は、市長の許可なく、縦覧の場所以外に持ち出してはならない。</p> <p>4 縦覧に供する書類は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。</p> <p>5 市長は、前2項の規定に違反する者に対しては、その縦覧を中止させ、又は縦覧を禁止することができる。</p> <p>(略)</p> <p>(設立登記の完了の届出)</p> <p>第6条 条例第6条に規定する届出書は、設立(合併)登記完了届出書(第3号様式)とする。</p> <p>(第2項削除)</p>	<p>(縦覧の場所等)</p> <p>第4条 条例第3条第2項の規定による縦覧(以下この条において「縦覧」という。)の場所は、市民局に置く。</p> <p>2 縦覧の日時は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 縦覧に供しない日は、<u>第4日曜日(12月にあっては、第1日曜日及び第4日曜日とする。)</u>並びに<u>1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までとする。</u></p> <p>(2) 縦覧に供する日における縦覧に供する時間は、午前9時から<u>午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(前号に掲げる日を除く。)</u>にあっては、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>(3) 前2号の規定にかかわらず、市長は、縦覧に供する書類の整理その他特に必要があると認めるときは、縦覧に供しない日又は縦覧に供する時間を変更することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、その旨を縦覧の場所に掲示するものとする。</p> <p>3 縦覧に供する書類は、市長の許可なく、縦覧の場所以外に持ち出してはならない。</p> <p>4 縦覧に供する書類は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。</p> <p>5 市長は、前2項の規定に違反する者に対しては、その縦覧を中止させ、又は縦覧を禁止することができる。</p> <p>(略)</p> <p>(設立登記の完了の届出)</p> <p>第6条 条例第6条に規定する届出書は、設立(合併)登記完了届出書(第3号様式)とする。</p> <p><u>2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し1通を、法第14条の財産目録に</u></p>

	<u>は副本1通を、それぞれ添付しなければならない。</u>
(役員の変更等の届出)	(役員の変更等の届出)
第7条 条例第8条第1項に規定する届出書は、役員の変更等届出書(第4号様式)とする。	第7条 条例第8条第1項に規定する届出書は、役員の変更等届出書(第4号様式)とする。
(第2項削除)	<u>2 前項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本1通を添付しなければならない。</u>
(略)	(略)
(定款の変更の届出)	(定款の変更の届出)
第9条 条例第10条に規定する届出書は、定款変更届出書(第6号様式)とする。	第9条 条例第10条に規定する届出書は、定款変更届出書(第6号様式)とする。
(第2項削除)	<u>2 前項の届出書に添付する書類のうち、変更後の定款には、副本1通を添付しなければならない。</u>
(略)	(略)
(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)	(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)
第10条 条例第11条に規定する提出書は、定款の変更登記完了提出書(第7号様式)とする。	第10条 条例第11条に規定する提出書は、定款の変更登記完了提出書(第7号様式)とする。
(第2項削除)	<u>2 前項の提出書に添付する登記事項証明書には、その写し1通を添付しなければならない。</u>
(事業報告書等の提出)	(事業報告書等の提出)
第11条 条例第13条に規定する提出書は、事業報告書等提出書(第8号様式)とする。	第11条 条例第13条に規定する提出書は、事業報告書等提出書(第8号様式)とする。
(第2項削除)	<u>2 前項の提出書に添付する事業報告書等には、それぞれ副本1通を添付しなければならない。</u>
(略)	(略)
(認定の申請)	(認定の申請)

第20条 条例第21条に規定する申請書は、特定非営利活動法人認定(特例認定)申請書(第16号様式)とする。

(第2項削除)

(認定の有効期間の更新申請)

第21条 条例第23条第1項に規定する申請書は、認定有効期間更新申請書(第17号様式)とする。

(第2項削除)

(略)

(役員報酬規程等の提出)

第23条 条例第26条に規定する提出書は、役員報酬規程等提出書(第19号様式)とする。

(第2項削除)

(略)

(助成金支給書類等の提出)

第24条 条例第27条に規定する提出書は、助成金支給書類提出書(第20号様式)とする。

(第2項削除)

(略)

附 則

(施行期日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

第20条 条例第21条に規定する申請書は、特定非営利活動法人認定(特例認定)申請書(第16号様式)とする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類には、それぞれ副本1通を添付しなければならない。

(認定の有効期間の更新申請)

第21条 条例第23条第1項に規定する申請書は、認定有効期間更新申請書(第17号様式)とする。

2 前項の申請書に添付する書類には、それぞれ副本1通を添付しなければならない。

(略)

(役員報酬規程等の提出)

第23条 条例第26条に規定する提出書は、役員報酬規程等提出書(第19号様式)とする。

2 前項の提出書に添付する書類には、それぞれ副本1通を添付しなければならない。

(略)

(助成金支給書類等の提出)

第24条 条例第27条に規定する提出書は、助成金支給書類提出書(第20号様式)とする。

2 前項の提出書に添付する書類には、それぞれ副本1通を添付しなければならない。

(略)